

愛読者各位

株式会社日本法令 出版部

『 7 年 版 』 源 泉 徴 収 税 額 表 と そ の 見 方 』

お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がございました。訂正いたしますとともに、みなさまに謹んでお詫び申し上げます。

記

■74 ページ（1 行目）

[誤] 合計所得金額が 123 万円以下であるもの

[正] 合計所得金額が 123 万円以下であるもの

専従者等を除き、合計所得金額が123万円以下であるものに限り、等で控除対象扶養親族に該当しないものをいいます。）を有する場合には、特定親族特別控除として、その居住者のその年分の総所得金額等から、その特定親族1人につき次のとおりの控除額を控除することとされました。

特定親族の合計所得金額		特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下	63万円
85万円超	90万円以下	61万円
90万円超	95万円以下	51万円
95万円超	100万円以下	41万円
100万円超	105万円以下	31万円
105万円超	110万円以下	21万円
110万円超	115万円以下	11万円
115万円超	120万円以下	6万円
120万円超	123万円以下	3万円

- (2) (1)の特定親族特別控除は、特定親族の合計所得金額が100万円以下の場合等には給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用でき、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等について適用されます。
- (3) (1)の特定親族特別控除は、年末調整において適用でき、令和7年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年12月1日以後であるものについて適用されます。

4 扶養親族等の範囲について、次の改正が行われました。
この改正は、令和7年分以後の所得税について適用されます。

- (1) 勤労学生等の合計所得金額要件が85万円以下（改正前：75万円以下）に引き上げられました。
- (2) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が58万円以下（改正前：48万円以下）に引き上げられました。

5 生命保険料控除について、次の改正が行われました。
この改正は、令和8年1月1日から施行されます。

- (1) 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢 23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における当該一般生命保険料控除の控除額の計算は次のとおりとされました。

年間の新生命保険料		控 除 額
30,000円以下		新生命保険料の全額
30,000円超	60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超	120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超		一律60,000円

- (2) 旧生命保険料及び(1)の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は6万円（改正前：4万円）とされました。

6 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の改正が行われました。

- (1) 特例対象個人が、認定住宅等の新築等をした認定住宅等又は買取再販認定住宅等の取得をした家屋を

以上